平成２５年（フ）第７０号
福岡県筑紫野市大字筑紫92番地１エンゼルコーポ205号
債務者　萩野　直登
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９３号
佐賀県佐賀市高木瀬西１丁目５番４号
債務者　野口　静也
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
佐賀県佐賀市兵庫南１丁目24番９－４号シャルマンハウス兵庫南Ｄ―102
債務者　原　とし子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
佐賀県神埼市千代田町迎島943番地２
債務者　田中ゆかり
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
佐賀県佐賀市南佐賀１丁目９番25号
債務者　田中美千代
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1298番地１
債務者　井上由理香
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3177番地１
債務者　原田　　広
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢415番地14、旧住所埼玉県ふじみ野市新田１丁目２番15号
債務者　大野　稲子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１０号
千葉県長生郡長生村七井土1571番地６　田辺貸家１号
債務者　松田　治之
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
相模原市中央区相生３丁目７番６号　マイキャッスル淵野辺205
債務者　板谷　　正
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７９９号
大阪市浪速区敷津東２丁目１番24―2206号
債務者　宇山　りき（旧姓西中）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２２号
大阪府枚方市出口２丁目27番11号
債務者　岡田　有生
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５４８号
大阪府高槻市深沢町１丁目１番41号　スプリングコート103号、前住所大阪府高槻市大塚町３丁目５番８号
債務者　西本　　賢
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８５号
大阪府交野市私部西４丁目11番８号
債務者　嘉　　末男
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８８３号
大阪市東淀川区相川２丁目17番30号　スカイハイツ相川302号
債務者　冨加見寿英
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９２６号
大阪市住吉区我孫子東３丁目11番５―804号、前住所大阪市平野区瓜破４丁目１番３―506号
債務者　久間　一廣
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６３号
大阪府寝屋川市豊里町21番10号
債務者　音野　桂一
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７３号
大阪市城東区諏訪４丁目17番24―220号
債務者　岸本　義隆
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部